

全国左官タイル塗装業国民健康保険組合

「こくほ21」 会議室貸出規則(抜粋)

2. 利用時間

半日利用	午前9:00~12:00	午後13:00~17:00
1日利用	午前9:00~午後17:00	

(注) 土日及び祝日、休館日の利用は不可

3. 受付

- (1) 原則利用日の2ヶ月前から、申し込みを受ける。
- (2) 受付は利用者より、所定の「申込書」の提出による。
- (3) 「申込書」の提出をもって、正式な受付とする。

4. 利用料金

室料、駐車場、備品、機器など、利用料は別紙「会議室等利用料金表」による。(別途、消費税)

5. 請求

- (1) 室料、その他の料金は使用日の翌月末日(金融機関休業日の場合その前日)までに、現金もしくは銀行振込による。

(2) 振込先

銀行名 みずほ銀行 飯田橋支店 普通預金口座
口座番号 2189595
口座名義人 全国左官タイル塗装業国民健康保険組合

6. 利用制限

- (1) 利用申し込者は第三者に会場の一部、または全部の利用権の譲渡もしくは転貸をすることは出来ない。
- (2) 正式申し込み受付後、または利用期間中においても、次の場合は予約申し込みの取消し、もしくは利用停止の処置をとることがある。この場合、利用者が被る損害に対し当組合は一切の責任を負わない。
 - ① 申し込み時の利用目的と、利用時の内容が著しく異なるとき。
 - ② 当組合の許可なく、申し込み時間を越えて利用したとき。
 - ③ その他、当組合が不相当と認めたとき。

7. 解約

「申込書」提出後に、申し込者の都合により利用を取り消す場合は、下表のキャンセル料を科す。

取消しの申し入れ	キャンセル料
利用日より起算し、14日前から8日前まで	利用料の30%
利用日より起算し、7日前から2日前まで	利用料の50%
利用日の前日及び当日	利用料の100%

8. 免責および損害賠償

- (1) 会議室、駐車場利用にともなう、人身事故、展示物品および車両などの盗難破損事故に関しては、その原因の如何を問わず、当組合は一切の責任を負わない。
- (2) 会議室、駐車場利用にともない、会議室および駐車場内外の建造物、設備、備品、その他付帯設備を破損、汚損、紛失させた場合は、その損害金額を利用者が負担する。

9. 利用上の留意点ならびに禁止事項

- (1) 次の物品の持ち込みは、固く禁ずる。
 - ①発火性、爆発物の危険物品
 - ②騒音を発するもの
 - ③犬、猫その他の動物
 - ④その他、当組合が不相当とみなしたもの
- (2) 粘着テープ、釘などによる建物への直接工作や天井、床、壁、ガラスなどへの貼付を禁ずる。
- (3) 会議室は禁煙とする。喫煙する場合は所定の喫煙コーナーを利用する。
- (4) 駐車場の利用は車両の駐車場としてのみ貸出す。

10. 利用上のその他の注意事項

- (1) 利用時間は厳守すること。利用時間の延長を希望される場合は、あらかじめ当組合に申し出ること。延長時間は2時間を限度とする。延長利用料は別途、「会議室利用料金表」による。
- (2) 会議室内の机・椅子は標準形となっており、使用後は元にもどすこと。
- (3) 会議室の準備と片付は、申し込みの時間内で行なう事。
- (4) 会議室利用の際、出たゴミ等は、使用者が必ず持ち帰ること。

